

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.11

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所
弁護士 見知 岳洋

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー24階

【報告義務発生日】 平成30年12月31日

【提出日】 平成31年1月9日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シリコンスタジオ株式会社
証券コード	3907
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(マザーズ)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(海外有限責任会社)
氏名又は名称	ニッポン・オポチュニティー・マネジメント・エルエルシー (Nippon Opportunity Management LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ 251
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年5月11日
代表者氏名	グレゴリー・ニキティン
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 弁護士 見知 岳洋
電話番号	03(4578)2500

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A		-	H 165,000
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	P		Q 165,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			165,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			165,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月31日現在)	V	2,904,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.44

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、The Northern Trust Companyとの間で、保有する発行者の株式の全てにつき、株式の消費貸借(貸株)契約を締結した。

提出者がマネージャーを務めるJapan International Partners LLC及びNippon Opportunity Partners LLC(以下、それぞれを「各法人」という。)は、発行者との間で2018年3月9日付で新株予約権の第三者割当に係る買取契約(その後の変更を含み、以下「本契約」という。)を締結しており、本契約上、大要、各法人は、本契約で定められた一定の条件が充足された場合に、本契約の定めに従い、第5回乃至第10回新株予約権を行使すること(但し、本契約に定められた一定の条件が充足された場合、各法人はかかる行使義務を免れる)、暦月あたりの第6回、第7回、第9回又は第10回新株予約権の行使数量が一定数を超えることとなる場合には、各法人はその行使を行うことができないこと、各法人は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の各行使期間の初日に先立つ2連続取引日の間、東京証券取引所において、発行者の株式の空売りその他の発行者の株式の売却に係る注文を行わない旨等を合意している。